

中国税務速報

2021年6月16日

1. 国家税務総局 工業部・情報化部 「車両購入税の免税対象となる固定設備付き非運輸専用車両リスト（第2弾）」の公布

中国国家税務総局及び工業部・情報化部は2021年6月3日、「車両購入税の免税対象となる固定設備付き非運輸専用車両リスト（第2弾）」を発表しました。

今回の発表は、中央弁公庁、国務院弁公庁が公布した「徴税と管理改革の更なる深化に関する意見」を実施し、2021年に「納税者のための春の税務サービス利便性向上運動」を展開するもので、税務分野における「放管服」改革（行政のスリム化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化改革）がさらに推進し、市場主体により良いサービスが提供されることとなります。

公告に付けている「リスト」では、303社1931車種が取り上げられています。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n371/c5165153/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5165154/content.html>

2. 財政部 税務総局 公益団体への寄附金（公益性寄附金）の損金算入に関する公告

2021年6月2日、中国財政部、国家税務総局は、公益団体への公益性寄附金の損金算入に関する公告を発表し、企業または個人が公益団体を通じて公益慈善事業へ支出した寄附金については、課税所得を計算する際に損金算入が可能となります（有効期間は3年）。

公告によると、公益団体は公益性寄附金の控除対象となる資格を取得している必要があります。資格の条件は以下の通りです。

- ◇ 企業所得税法实施条例第五十二条第1項から第8項までの条件を満たしていること
- ◇ 県レベル以上の各部門が直接当該団体を管理していること
- ◇ 寄附金による収入と寄附金に係る支出を分けて計上し、申告前連続3年間の寄附金による収入の総額が公益事業に係る支出の70%以上であること

本公告は2021年1月1日より施行されています。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5164938/content.html>

3. 研究開発費の損金算入に係る新政策ガイドライン

2021年5月12日、中国国家税務総局は研究開発費の損金算入に関する新しい政策のガイドラインを発表しました。主な内容は以下の通りです。

- ◇ 研究開発費の損金算入の対象は、タバコ製造業、宿泊業・飲食業、卸売業・小売業、不動産業、リース業・ビジネスサービス業、娯楽業を除くその他の企業です。
- ◇ 対象となる活動は、科学技術に関する新しい知識の獲得や創造的な応用、技術・製品（サービス）・生産プロセスの実質的な改善を目的として、継続的に行われる明確な目的を持った体系的な活動です。
- ◇ **製造企業**が研究開発活動を行う上で実際に発生した研究開発費について、無形資産に計上せず、損益に計上している場合は、規定通りに実際発生額に基づいて損金算入した上で、2021年1月1日以降に実際に発生した金額の100%をさらに損金算入することができます。無形資産に計上した場合は、2021年1月1日以降に実際に発生した金額の200%を損金算入することができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5164426/content.html>

4. 国家税務総局 先端製造業向け 増値税の期末繰越税額の還付の明確化に関する公告

2021年4月23日、財務省と中国国家税務総局は共同で、先端製造業向けに、「増値税の期末繰越税額の還付の明確化に関する公告」を発行しました。関連政策を確実に実施するために、国家税務総局は4月28日に「先進製造業の増値税の期末繰越税額還付の管理に係る問題の明確化に関する公告」を発行しました。

本公告における先端製造業の納税者とは、還付申請前の連続12ヶ月間、「国家経済産業分類」に従い、主に「非金属鉱物製品」、「ライン設備」、「専用設備」、「コンピュータ、通信及びその他の電子設備」、「医薬品」、「化学繊維」、「鉄道、船舶、航空、宇宙その他の運輸設備」、「電気機械器具」、「計測機器」の生産および販売に従事し、その売上高が売上高全体の50%以上を占める納税者を指します。公告では、申請のプロセス、仕入増値税の割合、提出資料等についても説明しています。

本公告は2021年5月1日より実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5164022/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5164025/content.html>

5. 国家税務総局 確定申告の簡略化・統合化に関する公告

税務処理のプロセスを最適化し、税負担を軽減するとともに、課税の質と効率性を向上させるために、国家税務総局は2021年4月12日に「確定申告の簡略化・統合化に関する公告」を発表しました。本公告により、2021年5月1日から、海南省・陝西省・大連市・アモイ市において、増値税と消費税を都市維持建設税、教育費付加、地方教育付加税の申告書と統合する試みが行われることとなりました。また2021年6月1日から、納税者は1つの申告書で、都市土地使用税、不動産税、車両船舶税、印紙税、農地占有税、資源税、土地増値税、契約税、環境保護税、タバコ税の1つまたは複数申告することが可能となります。

この取り組みにより、「1申告書、1申告、1納付、1納付書」が実現します。納税者に申告納付の統合管理の新しいモデルを提供することで、申告漏れや虚偽の申告を効果的に回避し、申告の質を確保するとともに、実施されている優遇政策のタイムリーな実施を促進することが期待されています。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5163487/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5163488/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810351/n810906/c5164792/content.html>